



熊本地震におけるご寄付のお願い

平成28年4月、日本の熊本県はマグニチュード6.5と7.3の強い地震に襲われ、本学は最も歴史のある建物が壊滅状態、他の建物も8割近くは使えないという大きな被害を被りました。同年7月には仮設校舎が完成し、敷地内の「1号館」および「2号館」も取り壊しが完了しました。本学では全教職員が一体となりこの危機を乗り越えるため再建に向けて取り組んでおります。これからの新校舎建設を踏まえ莫大な費用が発生いたします。そこで就学支援や施設設備の復興工事などの費用の一助とするためにさらなるご支援をお願いしなければなりません。音楽を愛するすべての皆様の強いご支援をお願い申し上げます。

【基金の目的】 施設設備の復旧・被災学生の支援

【寄付の方法】

現金の場合	学校法人御船学園 総務部で受付
インターネットの場合	<p>本学のホームページから、クレジットカード決済、コンビニ決済、インターネットバンキング（ペイジー）のいずれかをご利用いただけます。 ※お申し込みにはメールアドレスが必要となります。</p>
銀行振込の場合	<p>金融機関備付の振込用紙で下記の取扱指定金融機関の口座宛てに送金。 【振込口座】 熊本第一信用金庫 御船支店 普通預金 【口座番号】 0153180 【口座名義】 学校法人御船学園 平成音楽大学 熊本地震 復興支援基金 ※銀行振込をご利用の場合は本学のインターネット上の「熊本地震 復興支援基金申込フォーム」に必要事項を入力の上、送信をお願いいたします。（裏面のFAXでも可）</p>

税制特典があります。詳しくは裏面をご覧ください。

～ 復興へ ～ 平成音楽大学では「音楽の森」を充実するための計画を一步一步進めています。

本学の地震当初から現在（平成29年8月）までの状況



地震当初の校舎および教室



仮設校舎完成（平成28年7月7日）

校舎のうち1号館は平成28年8月末、2号館は平成29年2月末に解体撤去完了。



New Campus

新しい時代へ向けて、根づく、広がる「音楽の森」
 ～第二楽章～ 平成30年 春 OPEN
 ステージを備えた魅力溢れる「ミュージックパーク（仮称）」

～第二楽章から第三楽章～

※新キャンパス完成予想図（変更になる場合があります。）

お問合せ先
平成音楽大学 総務部

URL <http://www.heisei-music.ac.jp>

〒861-3295 熊本県上益城郡御船町滝川1658
 TEL.096-282-0506・FAX.096-282-7800
 E-MAIL soumu@heisei-music.ac.jp

本学ウェブサイトフォームではなく、こちらのFAX送信シートをご利用でも可能です。

FAX送信シート → 096-282-7800

学校法人御船学園・平成音楽大学 熊本地震 復興支援基金 申込書

寄付頂ける金額	円	お振り込み時期	年	月
個人の場合	・一般有志 ・卒業生 ・保護者 ・学園 / 大学関係者			
	■卒業生の場合 熊本音楽短期大学 第 期 (年卒業・修了) 平成音楽大学 第 期 (年卒業・修了)			
	■保護者の場合 在学生氏名 様 年生			
	■学園・大学関係者の場合 ・理事 / 監事 / 評議員 ・教職員 ・旧教職員 ・熊本オペラ芸術協会 ・女声合唱団「平成カンマーコール」 ・附属音楽教室 ・その他			
	フリガナ お名前			
	ご住所 〒	TEL		
	メールアドレス			
法人の場合	フリガナ 法人名			
	フリガナ 代表者名			
	ご住所 〒	TEL		
	【ご担当者情報】 担当部署 お名前 メールアドレス			
寄付者名簿への記載		匿名希望		
寄付者のご芳名をホームページ等に掲載し公表させていただきたいと考えております。 お差し障りがあれば匿名希望に○印をお願いいたします。				

【税制上の優遇措置】

- 【個人の場合】 本学園に寄付すると、所得税・住民税の優遇を受けられます。
- 所得税の控除（税額控除または所得控除）
寄付をいただくと、本学園が税制特典対象の法人であることの証明書の写しを付けた領収書を差し上げます。この書類を添えて確定申告すると、寄付金控除（税額控除または所得控除）が受けられます。税額控除を選択すると年間の寄付金総額から2千円を引いた金額の40%が還付されます。所得控除を選択すると年間の寄付金総額から2千円を引いた金額が、所得から控除されます。
<例> 所得税率20%（年収600万円）の方が年間5万円の寄付をすると
税額控除 (50,000円-2,000円) × 40% = 19,200円が税金から還付
所得控除 (50,000円-2,000円) × 20% = 9,600円が税金から還付
 - 住民税の控除（税額控除）
 - ・寄付者が熊本県在住者なら、翌年の個人県民税が、寄付額から2千円を引いた金額の4%安くなります。
 - ・更に寄付者が御船町在住者なら、個人町民税が、寄付額から2千円を引いた金額の6%安くなります。上記以外の県や市町村での取り扱い、お住まいの県や市町村にお尋ねください。
- 【法人の場合】 寄付金全額を損金算入できます。
日本私立学校振興・共済事業団に対して、本学園を受配者に指定して寄付していただき、同事業団から発行される領収書で税務申告すると、寄付金全額を損金に算入できます。（受配者指定寄付金制度といいます。）
実際には本学園が事業団に寄付する手続を代行します。